

三重縣公報(日刊) 昭和二十五年三月二十六日 第三種郵便物認可

三重縣公報

第五千三百三十號

廳中事項

●放任辭令
 昭和二十年九月六日
 監察委員ヲ命ス
 津警察署長心得ヲ命ス
 警察部保安課長ヲ命ス
 警察部長書記室主任ヲ命ス
 監察委員ヲ免ス
 富田警察署長ヲ命ス
 員辨警察署長ヲ命ス
 長島警察署長ヲ命ス

地方警視 橋 爪 富 吉

三重縣警部 西 田 實

同 橋 本 瑋

三重縣警部 稻 葉 源 次

同 松 浦 和

同 東 宗 一

同 田 野 上 恭 平

昭和二十年十月一日
 月 曜 日

三重縣屬兼三重縣警部 中 西 靜 夫

三重縣警部 磯 部 久 男

同 森 川 昌 雄

同 中 田 甚 松

同 國 部 計 三

三重縣屬兼三重縣警部 上 野 一 夫

三重縣警部補 角 谷 政 男

免本官專任三重縣警部
 給五級俸
 給殿警察署長ヲ命ス
 警察部警務課勤務ヲ命ス
 警察部特別高等警察課兼務ヲ命ス
 警察部經濟保安課勤務ヲ命ス
 任三重縣屬兼三重縣警部
 給六級俸
 警察部輸送課勤務ヲ命ス
 四日市警察署在勤ヲ命ス
 警察部保安課勤務ヲ命ス
 任三重縣警部

給五級俸	警察部刑事課勤務ヲ命ス	同	大藤 壽夫
任三重縣警部 給五級俸	警察部經濟保安課勤務ヲ命ス	同	上之郷 補一
任三重縣警部 給五級俸	宇治山田警察署在勤ヲ命ス	同	豊田 貞一
任三重縣警部 給五級俸	上野警察署在勤ヲ命ス	同	谷口 清三郎
警察部檢査課勤務ヲ命ス	同	同	山路 久夫
警察部保安課勤務ヲ命ス	同	同	西井 清三郎
監察委員ヲ命ス	同	同	藤谷 長夫
警察部長書記室勤務ヲ命ス	同	同	
監察委員ヲ命ス	同	同	
警察部警務課勤務ヲ命ス	同	同	

警察部經濟保安課勤務ヲ命ス	同	伊藤 亮吉
監察委員ヲ命ス	同	松生 一郎
警察部警務課勤務ヲ命ス	同	中津 小一郎
警察部保安課勤務ヲ命ス	三重縣屬兼三重縣警部	米津 元一
任三重縣警部補 給月俸六拾八圓	三重縣警部	川治 茂
精勤加俸月參圓給與	同	山端 正幸
警察部保安課勤務ヲ命ス	同	松浦 勲郎
(各通)	同	鎌田 實
警察部保安課勤務ヲ命ス	同	豐田 宗
警察部保安課勤務ヲ命ス	同	宮田 千秋
警察部保安課勤務ヲ命ス	三重縣屬兼三重縣警部	富田 誠一郎
警察部保安課勤務ヲ命ス	同	
伊賀耕地出張所長ヲ命ス	同	
伊賀地方暗渠排水工費所長兼務ヲ命ス	地方技師	岡 次郎

昭和二十年九月十八日	經濟第一部編練課勤務ヲ命ス	同	香取 脩武
經濟第二部林務課勤務ヲ命ス	同	同	柘植 隆一
昭和二十年九月二十四日	警察練習所長ヲ命ス	三重縣警部	北林 忠一
龜山警察署長ヲ命ス	同	同	矢代 勝彌
土木部監理課勤務ヲ命ス	三重縣屬	川喜田 文作	
補三重縣津警察署長	地方警視	西田 實	
補三重縣島羽警察署長	同	山本 貞治	
內政部地方課勤務ヲ命ス	三重縣屬	瀨古 清	
知事官房秘書課長ヲ命ス	地方事務官	栗本 音一	
內政部教學課兼務ヲ命ス	同	同	
內政部總務課勤務ヲ命ス	同	同	
內政部地方課兼務ヲ命ス	同	同	

內政部復興課勤務ヲ命ス	同	上村 貞男
三重縣三重地方事務所總務課長ヲ命ス	同	服部 謹藏
內政部厚生課勤務ヲ命ス	同	瀨野 教真

●村長退職申立

志摩郡長岡村長小崎市太郎ヨリ昭和二十年九月二十五日ヲ以テ退職ス
 へき旨八月二十五日附申立アリタリ

度會郡大内山村長乾敬三ヨリ昭和二十年九月二十六日ヲ以テ退職ス
 へき旨八月二十八日申立アリタリ

一志郡下之川村長向田青郎ヨリ昭和二十年十月九日ヲ以テ退職ス
 へき旨九月十日附申立アリタリ

阿山郡壬生野村長中林保男ヨリ昭和二十年十月九日ヲ以テ退職ス
 へき旨九月十日附申立アリタリ

昭和二十年十月一日印刷發行
三重縣公報 (第三種郵便物認可)

津市 榮町一丁目
津市 廣明町一六一九番地ノ二
印刷所 三重縣印刷所
三重縣印刷所
三重縣印刷所
三重縣印刷所

議第一三一號

昭和二十年十月二日

- 三重縣 內政部長
- 三重縣 警察部長
- 各地方事務所長殿
- 各警察署長殿
- 各市町村長殿

昭和二十年人口調査ニ關スル件

本年十一月一日ニ行ハルル昭和二十年人口調査ハ來ルベキ總選舉ノ議員定員數ノ基礎資料トシテ最モ信賴シ得ベキ確定人口ヲ急速ニ決定セントスル洵ニ緊要ナル意義ヲ有スルモノナルニ付テハ左記各項御留意ノ上調査執行上遺憾ナキヲ期セラレ度其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有リ右移牒ス

記

- 一 港灣其ノ他水面ノ調査ニ付テハ從來ノ國勢調査並ニ昨年ノ人口調査ニ於ケルト同様警察署ヲシテ適宜應援セシムルコト
 - 二 調査ノ時期ニ警察署ノ留置場ニ在ル者ハ其ノ全員ヲ一準世帯トシテ當該署長ニ於テ申告書ヲ作成シ之ヲ其ノ署所在區域擔當ノ人口調査員ニ提出スルコト
- 但シ取調其ノ他ノ事由ニ依リ監獄、矯正院、豫防拘禁所ヨリ警察署ニ

一時引渡中ノ者ニシテ十一月一日午前八時迄ニ監獄其ノ他ニ復歸スベキモノハ監獄其ノ他ノ收容者トシテ司法省ニ於テ調査セラルベキヲ以テ警察署長ニ於テ之ガ申告書ヲ作成ヲ要セズ

別刷

●商第一九五四號

昭和二十年十月二日

三重縣經濟第二部長

各地方事務所長殿
各市町村長殿

産業轉換促進暫定措置ニ關スル件

終戦ニ伴ヒ軍需産業ヨリ一般平和産業ニ轉換シ民需増産ヲ企圖セントスル中小工業ニ對スル暫定措置要項左記ノ通り決定相成リタルニ付關係方面ニ周知セシメラレ度命ニ依リ通牒ス

記

産業轉換促進暫定措置要項

一、方針

終戦ニ伴ヒ軍需産業ヨリ一般平和産業ニ轉換セシメ民需増産ヲ昂揚スル暫定方針トシテ左記要領ニ依リ敏速且積極的ニ措置ヲ講ズルモノトス

二、要領

(1) 品目

本要領ニ依ル轉換生産品目ハ概ネ別表ニ掲グル國民生活並ニ戰災復興必需品等平和産業ニ屬スルモノ(戰時中禁製品ニ指定セラレタルモノヲ含ム)トス

本要項ニ依ル生産品ノ規格ハ原則トシテ一般標準規格ニ依ルモノトス

(2) 原材料

轉換ノタメニ要スル原材料ハ概ネ各工場ノ手持資材ニシテ軍所屬品以外ノ資材ヲ充當スルコトトシ不足資材ニ付キテハ工場間ノ彼我融通等工夫ヲ凝シ又ハ縣ニ於テ斡旋ノ方途ヲ講ズルモノトス

(3) 價格

價格統制ハ引續キ實施スルモ實情ニ應ジ考慮スルモノトス

(4) 販賣

製品ハ從來ノ配給機關ヲ通ジ處分スルヲ原則トスルコト但シ別ニ縣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(5) 事業開始

本要項ニ依リ事業開始セントスル時ハ別記様式ノ申告書ヲ三重縣知事宛提出スルコト

(6) 轉換相談

本要項ニ依ル轉換促進時期スルタメ經濟第二部商工課ニ於テ之ヲ相談ニ應ズルモノトス

備考

本要項ハ中央ノ方針決定ノ場合ハ更改スルモノトス

品目

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 農具 | 鐵、鋸、鐮、脫穀機、除草機、碎土機 |
| 磁器 | 土瓶、湯呑、煤爐、火鉢、井鉢、急須、行平、鍋、茶碗、皿、蓋物等 |
| 織物 | 鐵網第二次製品 |
| 釘、針金、鐵線、繩等 | |

別刷

木、工、製、品

庫筒、下駄箱、椅子、机、書棚、食卓、建築機、鏡台、針箱、飯櫃、下駄等
土管、瓦、煉瓦、スレート等

竹、製、品

ザル、籠、蓆等
漁船、運搬船等

木、造、品

地下足袋、ゴム靴、ゴム引布雨衣、おしめカパー、ヘルト、自轉車チユブ、タイヤ等

油、脂、製、品

ヘルトチツク、靴蓋、クレンザー等
一般化粧品

家、庭、用、金、物

鍋、釜、バケツ、鉄、庖厨、鋸、鋸、水筒、風呂釜、パリカン、五徳、火箸、ミシン針類、時計、瓦斯及水道用具、ストーブ、ポンプ、鐘類、金庫等

建、築、用、金、物

戸車、レール、錠前、蝶番、引手等
釘、ホツク、チャック、コハヒ、組紐等

電、氣、器、具

各種家庭用電熱器、ヒューズ、ソケット、スイッチ、小型モーター等

事、務、用、器、具

ペン先、シャープ、鉛筆、万年筆、計算器、騰寫機、電紙、紙挟ミ、タイプライター等

醫、療、用、機、器

注射針、消毒器、吸入器、口腔外科機械等
集魚燈、揚種、ウインチ、漁業用發動機、漁船用鋸

水、産、用、機、器

鋸、製鹽用機器等
トロンメル、ヒルタープレス、土煉機、轉轆類、撈

製、陶、用、機、器

并機類等
丸鋸、帶鋸機、自動鋸、手押鋸等

製、材、用、機、器

織、維、機、器

紡績機械、繰機、整理機、管巻機、糊附機、撚米機、起毛機、脱出機、メリヤス機、製紐機、レース編機、編機等

食、料、品、製、造、用、機、器

精米機、精麥機、製粉機、製麵機、パン焼釜、味噌油製造機等

運、輸、用、機、器

輕車輛、自轉車等

通、信、用、機、器

電話機、ラジオ受信機等

化、學、工、業、用、機、器

石鹼、化粧品、肥料、製紙、皮革、ゴム製造機械等

土、建、用、具

スコップ、ツルハシ、鉋等

漁、網

各種漁網等

織、維、製、品

綿、スフ、毛織物、絹人絹製品、ロープ等

各、種、修、理、業

機械器具類其ノ他

産、業、發、展、中、心、部

會社名、工場名	所在地	責任者名
生産者親ノ製品名		
一ヶ月生産量		
見込数量		
手持及工場生産材料ノ依ル生産維持見込期間		
従前ノ生産品名		
其ノ他参考事項		
備考	従前ノ製品ヲ民需品トシテ生産スル場合ハ其ノ旨記入スルコト	
企業許可ヲ要スル業種ニ付キテハ事業開始許可申請ヲナスモノト		
注意	提出	月